

基本規約一部改正

改正前	改正後								
<p>第28条(出品車輛の条件)</p>	<p>第28条(出品車輛の条件)</p> <p>4. 本条1～3項に抵触する車輛のうち、事故現状車、災害現状車、自走不可車輛等であることを申告し、事務局が認めた車輛を「現状車」とし、該当コーナーに出品できるものとします。ただし、以下の場合は除きます。</p> <p>①負担の無い、完全な所有権の移転が不可能な車輛。 ②現時点で著しい燃料・オイル・クーラント等の漏れによる、事故の危険が高い車輛。 ③損害保険請求等、係争中の車輛。 ④上記を満した車輛であっても、エンジン、ミッション、その他主要部分が取り外されている車輛、その他広範囲で延焼している車輛、その他事務局が出品車輛としてふさわしくないと判断した車輛は出品を制限できるものとします。また、申告のない出品車輛についても、事務局が事故現状車輛及び現状車輛であると裁定した場合には、出品者は、事務局の裁定に従うものとします。</p>								
<p>第47条(事務局の検査)</p>	<p>第47条(事務局の検査)</p> <p>8. 現状車コーナーの車輛に関しては、出品車輛の検査は原則行わないものとします。</p>								
<p>第51条(クレーム請求と免責)</p>	<p>第51条(クレーム請求と免責)</p> <p>7. 現状車コーナーの車輛はクレーム外とします。ただし、出品規定に抵触していることが成約後判明した場合など、減額請求及び契約解除が相当であると事務局が認めた場合に限り、適用するものとします。</p>								
<p>第53条(手数料)</p>	<p>第53条(手数料)</p> <p>7. <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">出品料</th> <th style="width: 20%;">成約料</th> <th style="width: 20%;">落札料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状車</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table></p>		出品料	成約料	落札料	現状車	10,000	10,000	10,000
	出品料	成約料	落札料						
現状車	10,000	10,000	10,000						
<p>第55条(ポイントの付与)</p> <p style="text-align: center;">クレーム詳細</p> <p>機関 エンジン規格外品の乗換(同型エンジン乗換も含む) キャンセル時ペナルティ+実費出品者負担。</p>	<p>第55条(ポイントの付与)</p> <p>6. 在宅出品はポイント付与対象外とします。</p> <p style="text-align: center;">クレーム詳細</p> <p>書類 成約書類の書類遅延 キャンセル時ペナルティ+実費出品者負担。(現状車を含みます)</p>								
<p>第67条 (施行)</p> <p>平成23年10月1日 平成24年4月1日改定 平成25年4月1日改定 平成26年1月1日改定 平成27年4月1日改定 平成28年4月1日改定 平成28年10月1日改定 平成29年5月1日改定 平成30年1月1日改定</p>	<p>第67条 (施行)</p> <p>平成23年10月1日 平成24年4月1日改定 平成25年4月1日改定 平成26年1月1日改定 平成27年4月1日改定 平成28年4月1日改定 平成28年10月1日改定 平成29年5月1日改定 平成30年1月1日改定 令和元年9月1日改定</p>								